

藤原俊成と誹諧

山本啓介

一、はじめに

「誹諧歌」は「正格正調の歌に対する破格破調の歌、また滑稽味を帯びた歌をいう」¹⁾のように説明される。ただし、文字数によって区別できる長歌・旋頭歌などと異なり、誹諧歌は通常の和歌と同じ三十一文字の型から成るものである。そのためもあってか、当時の歌人達も誹諧とは何かという定義を明示することは難しかったと見られる。定型の和歌と同じ文字数でありながら、それがなぜ「誹諧」とされたのか。その曖昧な境界線を考察することは、歌人達の美意識を明らかにすることにも繋がるだろう。

筆者は先の拙稿で『続千載集』の雑体部についての考察を行った。その際に二条為世とその周辺においては「誹諧歌」は既に勅撰集に入集することが認められた歌体の一つと認識されていたこと、それに対して「狂歌」は和歌として許容できる枠を越

えたものと意識されていたことを指摘した。その際に新たな問題として浮上したのが、為世周辺の誹諧観は彼らの時代に限定されるものだったのか、為世の祖先たる俊成・定家らにも遡りうる意識であったのかという問題である。本稿では以上の問題意識の下に、重要な分岐点の一つと見られる俊成に焦点を絞り、その誹諧観を考察するものである。

二、先行研究と問題の所在

俊成の誹諧観に関する先行論は少なくない。それは主に、俊成が『千載集』巻十八を「雑歌下 雑体」とし、その中に「誹諧歌」の小項目（以下、これを〈誹諧部〉と略す）を設けたことに関連して述べられている。谷山茂は、俊成が『古来風躰抄』²⁾で『詞花集』を「地の歌は多くはみな誹諧歌の体に、みなざれをかしくぞ見えたるべき」と評した記事を引用し、「その」³⁾ざれをかしく」誹諧歌に好感を持たなかったことはいうまでもあ

るまい」として、俊成が誹諧歌などを「排斥することはあつても、決して好感を寄せることはなかつたであろう。にもかかわらず、そういう歌もここに撰収したのは何ゆえか」との問題を提起し、その理由は、公的な撰集のために「個人的尚好のみで終始することはでき」なかつたこと、撰集の多様性を意図したこと、『古今集』雑体の巻を模する方針にあつたためと論じている。

俊成がなぜ〈誹諧部〉を設けたのか、この問はその後も諸氏によつて様々な角度から論じられた。松野陽一は『千載集』全体の撰集方針について「抒情性に中心を置いた正統的な撰集を目指した」とし、〈誹諧部〉については、「をかしきさまのふりを全く切り捨ててしまつたのではなく、一応その傾向をも撰取した上で相対的に低い扱いをするという処理をとつている。それが、雑下部に誹諧歌という部を復活させて、そこに集中させるねらい」となつたとしている。また同氏は雑体部に「異種歌を囲いこみ、他の部を純化させて」「ひとへにをかしき風躰」や「ざれ歌さま」の作品を一掃し（無論例外はある）、集全体の印象を主情性に中心を置くものとした」とも述べている。

上條彰次は、俊成の言説には「否定的誹諧歌観が端的に表明されている」としつつも、それは全面的な否定ではなく「優艶」ならざる場合と過度に虚構が目立つ場合における否定であつたとし、『千載集』「誹諧」の前半は「総じて題詠的歌群としての性格が顕著」で『古今集』的誹諧であり、後半は「対詠的藝

歌」が多く「後拾遺」的誹諧であると見て、両集とも異なる『千載集』の「折衷の様態」に俊成の「自覚的立場」を求め、「誹諧歌許容歌人」であつた俊成が「許容されてしかるべき誹諧体の歌」を模索していたと論じている。俊成が誹諧歌を全面的には否定しなかつたとする指摘は重要と思われる。ただし、氏は「誹諧」の分析において「狂歌体」「をかし」「俗に近し」も同様のものとして考察している点は注意が必要と思われる。

久保田淳は俊成の誹諧歌観は「人の意表を突いた発想、突飛な比喩の歌から、奇抜な表現の歌、さらに日常的な藝の素材を詠んだ歌、卑陋な内容・素材の歌など、相当広汎なものであつて、戯笑歌や狂歌もその中に含まれうると考えていたらしい」とし、「古今的な誹諧歌に対しては積極的に鼓吹しないまでも、許容せざるをえないと考えていたから、『千載集』にも誹諧歌の部立を設けたのであろう（略）正雅を旨とする和歌の範囲内で許容される誹諧歌を世の歌人達に提示しようという意図があつたのではないかと思うのである」としている。

また園田克利は「前時代の歌風を誹諧歌部という「檻」を設けて『千載和歌集』の通常の部立から区別・隔離し（略）『千載和歌集』の正統の和歌・通常の部の歌とは異なるものであるということまでも明示してみせたのではないか」と論じている。

以上のように俊成と誹諧の問題は様々に論じられてきた。松野氏の「他の部の純化」「集全体の印象を主情性を中心に置く」、久保田氏の「許容される誹諧歌を歌人達に提示しようという意

図」は重要な指摘と思われる。しかし、上條氏が「誹諧歌許容

歌人」とする俊成像を論じるのに対して、松野氏が「異種歌を
囲い込み」、久保田氏が「許容せざるをえない」とし、さらには
園田氏が「好まない歌風のもの」「区別・隔離」としたよ
うに、そもそも俊成が誹諧を低く評価していた前提で論じられ
る傾向が強い。先学の見解が少なからず異なる理由は、俊成の
誹諧観に対する認識の揺れが原因と思われる。諸論の多くは俊
成の歌論・判詞の分析に基づくが、その際に「戯れ歌」「狂歌」
も用例として同様に扱いつつ「誹諧」を定義した上で作品分析
を行い、そこから「誹諧」とは何かについて考察するといった
場合が少なからず見られる。「戯れ歌」「狂歌」などが「誹諧」
に近い要素を持つことは確かであろうが、俊成がこれらを全く
同じ意味で用いていたのかは今一度立ち返って考察する必要が
ある。

併せて注意したいのは、俊成の様々な側面である。俊成は実
作者であるとともに、判者もつとめる指導者でもあり、古典研
究者でもあった。これらは彼の中で密接に繋がっていたであろ
うが、各場面において、言説や態度を使い分ける部分も少なく
なかったであろう。以上の問題を踏まえ、本稿では「誹諧」と
は何かという普遍的な問題にはあえて深く立ち入ることはせず
に、まずは歌論や歌合判詞の言説を分析し、俊成の誹諧観を検
討する。そして、俊成の態度の背景についても考察した上で、
俊成がなぜ『千載集』に〈誹諧部〉を設けたのか、その意図に

迫ることとする。

三、歌合における俊成の「誹諧」評

俊成は歌合判者を多々つとめたが、その際に直接「誹諧」と
評した例は実はさほど多くはない。『千載集』撰進以前の例と
して見出せるのは治承二年（一一七八）『別雷社歌合』の一例
のみである。これは左「梢まで花のしらゆふかけてけり神も
うれしと春を見るらし」（一一三・広言）と右「山桜雪の色こそ
うばふとも降るならひをば伝へざらん」（一四・祐盛）の結
番で、左歌を「歌がら有るさま」と評価し、右歌には「降るな
らひをばといへる、をかしくはきこゆるを、誹諧の体にぞ見ゆ
る」として左歌に勝を与えている。右歌は桜が雪の色を奪うよ
うに美しく咲いても、雪のように降ることは見習わないでほし
いとするもので、俊成が「降るならひ」を「をかし」と評価し
ていることから、問題視されたのは「雪の色こそうばふとも」
の部分であったと見られる。草木の類が他の景物の色彩を「う
ばふ」とする趣向は「雪の色をうばひて咲ける梅の花今さかり
なり見むむともがも」（万葉集・巻五・八五〇）や「雪の色をう
ばひて咲ける卯の花に小野の里人冬ごもりすな」（金葉集・夏・
九八・公実）などの例がわずかにあるが、俊成は「誹諧の体」
と見なしたのであろう。評価の高い歌に対して、相対的に負つ
た評価であったことは間違いない。

次に、『千載集』撰集以後の『六百番歌合』の例である。左「散りつもの花をばふまじと思ふまに道こそなけれ志賀の山越」(一二七・兼宗)と右「春はただ雲路をわくる心地して花こそ見えね志賀の山越」(一三八・隆信)の結番で、「右歌、花の雲に似たるよしの心すきて誹諧になれるなるべし」としている。花盛りの山道はただ雲路を行くよう、花さえも見えない心地だとする趣向の大仰さが「誹諧」とされたのであろう。俊成は左歌の「と思ふまに」を右方が難じたことにも賛同し、結果は双方ともに難点がある低評価の持となっているが、「誹諧」がその低評価の要因とされたことは動かない。

同歌合の「新樹」題での左「色かへぬよはひは知らず夏木立みどりは松にかはらざりけり」(一八五・季経)と右「あらはれむ秋をも知らぬかへでかなときはの色をしばし盗みて」(一八六・信定(慈円))では、右方が左歌を「巨病有り」と難じ、左方が右歌の「かへでかな」「しばしぬすみて」を「頗る凡鄙に似たり」と難じたことをうけて、「左は有巨病之由、右申すめり、右は誹諧の為体之上、かへでの心もいかがとて、持とすべくや」と双方の難を認めて持としている。右歌については「誹諧の為体」の上に「かへで」の擬人化が問題となっており、この「誹諧」と見られたのは主に「しばし盗みて」の部分であろう。類似した趣向で「盗む」と詠んだ例に「雪の色を盗みて咲ける卯の花はさえてや人に疑はるらむ」(詞花集・夏・五二・俊頼)があるが、この歌は『後葉集』では誹諧歌群に収

められている。俊成もこの右歌を「誹諧」と見たのであろう。これも「巨病有り」とされた左歌との相対的に低い評価で持となっている。

この他に典拠の指摘として「誹諧」について述べた例がある。『千五百番歌合』の左歌「ほのほのと花の横雲あけそめて桜にしらむみ吉野の山」(三六九・公経)と右歌「花散らぬもりとなさばやねぎごとをさのみ聞きけむ社たづねて」(三七〇・通親)の結番において、

左歌、花の横雲桜にしらむなど、ことごとしき風体に侍るべし。右歌は「ねぎごとをさのみ聞きけむ社こそ」といへる古今の誹諧歌の心をとりて「花ちらぬもりとなさばや」といへる心、をかしくきこえ侍り、勝と申すべくや

と、左歌を仰々しいと評したのに対し、右歌が『古今集』「ねぎごとをさのみ聞きけむ社こそ果ては嘆きのもりとなるらめ」(古今集・雑体「誹諧歌」・一〇五五・讀岐)の「心をとりて」(古今集・雑体「誹諧歌」・一〇五五・讀岐)の「心をとりて」詠んだ作であることを指摘し「をかし」と評して勝としている。上條氏はこれに注目し、俊成が誹諧歌を必ずしも否定しなかった姿勢を指摘している。たしかに誹諧歌の撰取を俊成が否定しなかった例と見て間違いない。ただし、上條氏も通親歌について「優雅に転化」「実詠自体は誹諧歌的卑俗体とはいえない」とされたように、誹諧歌を撰取した例ではあるが、撰取した表現も穏当なものであり、結果として「をかし」と評される作であった点が重要であろう。俊成が評価したのは「誹諧」を本歌

としたことではなく、それを巧みに詠みかえた点にある。仮に一首としての見どころがなかった場合には、俊成の評価は大きく異なっていたらう。

歌合判詞において俊成が「誹諧」と評した前掲の三首を振り返しておく。傾向を分析するには用例が乏しいが、ひとまず「うばふ」「ぬすむ」などの俗的な表現、行き過ぎた趣向の作に対して「誹諧」の評を用いたことが知られる。結果だけ見れば、負が一、持が二で、芳しい評価ではなかったことは間違いない。ただし、三首ともにそれぞれの趣向が凝らされた作とも見える。少なくとも内容が破綻していたり、滑稽や笑いを狙った作ではない。また、俊成が「誹諧」と評した場合に、それだけを理由に負とした例も見られず、誹諧歌を撰取することも批判していなかった。「誹諧」を全面的には否定してはいなかったことも確かである。しかし、概して相対的に低い評価をしている点も事実であり、歌合の際に「誹諧」体が詠まれることを歓迎しない態度であったと見てよい。

四、「狂歌」と「戯れ歌」

次に、これまで「誹諧」と同一視されることもあった「狂歌」と「戯れ歌」について検討する。歌論での「狂歌」の用例は『和歌作式』（喜撰式）が「落花」の病について「のちのたのしきしあしたの」という歌句を例に挙げ、「然して詠誦の声順ぜざる由なり。誠に是、狂歌」としたものが古い。ここでは句ごと

に同文が交じり、詠誦の際に混乱するものを言ったと解される。『和歌作式』の論理に拠れば、認めがたい「病」を犯したものを「狂歌」としていた点に注意しておきたい。俊成は『古来風躰抄』で「喜撰が式」も挙げているので、この記述も当然知っていたはずである。そして、歌合の判詞に「狂歌」の評を用いたのは、確認できる限りでは俊成が早い例と見られる。『六百番歌合』の「寄海恋」題で顕昭が詠んだ「くぢらとるかしこき海の底までも君だに住まば波路しのがん」（九七三）に対し、右方が「おそろしくや」と難じたことをうけて、俊成は「左歌「くぢらとる」らんこそ、万葉集にぞあるやうに覚え侍れど、さやうの狂歌体の歌共多く侍る中に侍るにや、然而、いと恐ろしくきこゆ」と「くぢらとる」というのは『万葉集』にもあるようだが、「狂歌体」歌群の中にあるものではないか、として「いと恐ろしくきこゆ」と述べている。俊成の念頭にあったのは『万葉集』巻十六「有由縁雑歌」の「いさなとり海や死にする山や死にする死ぬれこそ海は潮干て山は枯れすれ」（三八五二）であらう。

先に「狂歌体」について整理しておく。『万葉集』内部には「狂歌」とする表現は見られないが、問題の「いさなとり」の歌の前後には「無心所著歌」や、他者を「嗤ふ歌」いわゆる戯笑歌が多く配されている。俊成はこれらの歌群を「狂歌体の歌共多く侍る」としたのであらう。『古来風躰抄』は「万葉集にあればとて、詠まん事はいかかとみゆる事ども侍なり」と、『万

葉集」を典拠として安易にそれを模倣・撰取することを戒めた文脈の中で、卷三「太宰帥大伴卿、酒を讀むる歌十三首」ともに問題の卷十六から「池田朝臣、大神朝臣興守を嗤ふ歌」などを挙げて「学ぶべしとも見えざるべし。かつはこれらはこの集にとりての誹諧歌と申す歌にこそ侍めれ」とも述べている。この記述は、これまで「狂歌」と「誹諧歌」が同一あるいは近似するものと見なす際に取り上げられてきた。しかし、『古来風林抄』は「この集にとりての」と前置きをしている点に改めて注意すべきである。俊成はあくまでこれらは『万葉集』においての「誹諧歌」のようなものであると述べていたのである。すなわち、彼が正しい「誹諧歌」と認識しているもの（おそらく『古今集』の誹諧歌など）とは少なからぬ隔たりを意識した記述であったと見るべきだろう。以上のことから、俊成は彼の考える「誹諧歌」と『万葉集』卷十六歌とは一部共通する性質は認めつつも、異質でもあるとの意識があり、さらには『万葉集』該当歌群を「狂歌体」と評してもいたということになる。

『六百番歌合』判詞に話を戻そう。俊成は「狂歌体」に言及しているが、批判の焦点は「狂歌体」歌群中の歌を拠り所としたことに留まらず、顕昭の作が人を恐れさせるような歌となつてしまつていた点にあつた。俊成はさらに「凡是歌は優艶ならん事をこそ可^レ庶幾^{（ユキヤク）}」故^{（ユキヤク）}令^{（ユキヤク）}恐^{（ユキヤク）}人事、為^{（ユキヤク）}道^{（ユキヤク）}為^{（ユキヤク）}身無^{（ユキヤク）}其要^{（ユキヤク）}也」と「歌は優艶ならん事」を庶幾すべきであるという自身の和歌の理想を示し、顕昭のこのような作は歌道の為にも自身のため

にも宜しくないとまで述べ、右歌の難点も認めつつも、結局は「尚左歌ゆるしがたし」と言い放つて負けとしている。典拠が「狂歌」であつたことも問題だが、結果として詠まれた歌が「優艶」であつたか否かを重視する俊成の態度には注意しておきたい。ただし、典拠の選択と歌の出来映えは切り離せない部分が大きい。俊成は「狂歌」を典拠とすることにも批判的であつた見て良いだろう。その点では「誹諧」の撰取とは異なる態度を取できる。

俊成が「狂歌」と述べた例は他に見出せないが、『六百番歌合』においては「狂言」あるいは「狂気」との評も見えるので、参考にそれらも見ておく。「幼恋」題での左歌「いかにして恋てふことを知りぬらむもの心もきのふ今日こそ」（八五五・有家）を右方が「狂言」と難じている。「狂言」はここでは戯れ言に近い意だろう。左歌は昨日今日に大人としての分別がついたのになぜ恋を知つていたのかとするもので、たしかにふざけた歌と見えなくもない。俊成は「狂言」云々には一切触れていないが、「右歌優に侍るべし、ましてこの左には尤為^{（ユキヤク）}勝」と、左歌は論外といった調子で負としている。

次に「寄席恋」題での、左「出でにける君が夜床のさむしろにひとり寝してや肌をふれまし」（一一二九・顕昭）、「綾むしるたちよる人はなけれどもあらましにのみ敷きてこそ侍て」（一一三〇・経家）では、双方から「互にすこし有^{（ユキヤク）}戯気^{（ユキヤク）}之由申す」との難が出された。俊成は左歌について、男が出て行つ

た跡に独り寝する女と解すれば「無下に入わろく聞こゆ」とし、男の立場で解すれば、女が出て行つた跡に男が入つたことになるといった旨を述べ、「左の戯れ、右のあらまし、共に有狂氣にや」と述べて、双方かなり低評価の持としている。ここでの「狂氣」は常軌を逸した心といった意で、一首として意味が通じ難いところや、卑俗な印象を与える点が、こうした評に繋がつたのだろう。以上のように、俊成とその周辺において「狂」と評する場合は、看過しがたい欠点を有する歌に対してのかなり手厳しい評価であつたと見なしうる。

次に「ざれ歌」「たはぶれ」などと評した例も見ておく。早期の例としては嘉応二年（一一七〇）『住吉社歌合』で左「住吉のきしかたの世にひきかへて花咲く松の身ともならばや」（一三五・伊綱）と右「頼みこし神のしるしにうき世をも住吉とだに思ひなりせば」（一三六・季定）について、「このつがひの左右のことばづかひ、またたはぶれごとに見ゆ」と述べ「おなじほなるべし」として、評価の低い持となつている。「ことばづかひ」が問題なので、左が「岸」に「来し」を掛け、右が「住吉」に「住み良し」を掛けたところが「たはぶれごと」と評されたのだろう。駄洒落とまでは言えないものの、風情が伴わない掛詞に対する評と見られる。また、『六百番歌合』では左「うしつらしあさかの沼の花の名よかりにも深きえにはむすばで」（六四五・定家）について「うしつらしとおける、艶書などにはさも侍りなん、歌合には戯言なるやうにや侍らん」

と、「うしつらし」は恋文などにはあり得るかもしれないが、歌合においては「戯言」のようだとしている。「戯言」とうけとられるような措辞を歌合の場に用いることを戒めようとする意識と見てよいだろう。

また、「恋しとはたよりにつけて言ひやりき年は帰りぬ人は帰らず」（八七五・女房（良経））について、右方が「左歌たはぶれごと似たり」と難じたのに対し、「たはぶれごとにしもやは、是も一の体なるものを、我が待たぬとしはきぬれど冬草のといへる歌の心をかしくこそ」と、「我が待たぬ年は来ぬれど冬草のかれにし人は訪れもせず」（古今集・冬・三三八・凡河内躬恒）を踏まえたものであり、「一の体」として、これは戯れごとであろうか、と反論している。右方が難じたのは、下句の対句的な言い回しが、ことば遊びにも見えるところであろう。一方、俊成は『古今集』歌のように人が訪れないとする情趣の深さを評価したと見られる。この事例にも明かなように、「戯れごと」と見るか否かの判断は、同時代の歌人間でも揺れることがあつた。俊成の場合は、主催者良経への配慮もあつたかもしれないが、情趣の深淺を判断基準としていたと見られる。確かにこの歌は、詞遊びと見ることも可能だが、一首全体としては笑いを誘うものではない。

『千五百番歌合』では左「つくづくと花に向かひていざさらば散りなんのちの面影にせむ」（三四七・小侍従）と右「なにとこのさてもとまらぬ花ゆゑに恨みなれたる春の山風」

(三四八・通光)の結番で、俊成は「左は、花にむかひていざさらばといひ、右は、山風をなにとこのといへるころ、ともにざれ歌の心なるべし、持にや侍るべからん」としている。「いざさらば」「なにとこの」といった、対象を擬人化し、口語調で呼びかけたところが「ざれ歌」とされたようである。これも相対的に評価が低い持となっている。

ここで俊成が「誹諧」と評した歌と、「戯れ歌」などと評した歌を今一度整理しておく。「誹諧」としたのは、大仰な趣向の作や、「盗む」「うばふ」などの表現が問題となっていたが、詠作内容としてはふざけた笑いを誘うような志向は希少であった。それに対して、「狂」と評したものは戯れ歌とも通じるところもあるが、さらに和歌の正道から外れた印象の作であった。「戯れ歌」としたものは、口語的表現や、風情を伴わない掛詞を用いた歌であり、その語義通りに結果としてふざけた印象を伴う作に対してであったと見られる。それぞれは近似する性質も含んでいいるが、詠出された歌を評する際に俊成が意識的にこれらの語を使い分けていた可能性はやはり考えておくべきであり、これらの評における微妙な態度の相違には注意する必要がある。

五、『古来風躰抄』における「誹諧」

さらに俊成の誹諧観に踏み込んでみたい。『古来風躰抄』は『古今集』から数多の歌を掲出しているが、その中で、「もろこし

の吉野の山にこもるとも遅れんと思ふ我ならなくに」(雑下「雑体」・一〇四九・藤原時平)、「難波なる長柄の橋もつくるなり今は我が身を何にたとへむ」(同・一〇五一・伊勢)、「世をいとひ木の下ごとに立ちよりてうつふし染めの麻の衣なり」(同・一〇六八・よみ人知らず)の三首の「誹諧歌」も挙げている。俊成は一首目について、漢朝の商山は本朝の吉野山と同様に南にあることによつて詠んだのが「誹諧の心」であると注し、二首目には、長柄の橋は朽ちた後に再び造らなかつたものの、造ることはできる故に「造るなり」と詠んだところが、「誹諧の心」であるとしている。どの点が「誹諧の心」であつたかについての所説を述べたのみで、「誹諧の心」をどのように評価したのかは示されていない。なお、三種目には注記はない。しかし、この直後で「古今の歌こそは、歌の本体と仰ぎ信ずべきものなれば、いづれもおろかならねど、その中にも殊なるどもを所々記し申て侍なり」としており、『古今集』「誹諧歌」の中にも「歌の本体と仰ぎ信ずべき」歌があると見ていたことは確かである。見返してみると、「唐土の吉野の山」は、奇抜な表現であるが、どれほど遠くとも後に取り残されはしないという心を表現するために重要な措辞であつただろう。「長柄の橋も造る」も特別な趣向だが、これによつて老いた我が身をたとえる対象を失つた嘆きを詠み得ている。三首目は、世を嫌い、ふし染めの僧衣で木々の下に立ち寄つてはうつむくという心を詠むもので、下を向く意の「俯し」と「ふし染め」を掛けたところが珍しいが、

これによって作中主体の動作と厭世の思いの深さを重ねている。これら三首は、奇抜な趣向の故に明るいかしみや軽妙さも感じられるものの、少なくとも初めから笑いを狙った要素は希薄であり、趣向が抒情を生み出すことに繋がった作と見なして良い。俊成が評価する「誹諧」を考える上で重要な例である。

さらに、俊成が誹諧歌を低く評価していた例として、これまでも注目されてきた『古来風躰抄』の「詞花集」には(略)後拾遺の歌よりもたけある歌どもの入りて、集のたけもよく見ゆるを、又、今の世の人の歌のさまでならぬにや、殊の外の歌どものあるとぞ、人申べき。又、地の歌は多くはみな誹諧歌の躰に、みな戯れをかしくぞ見えたるべき」についても再考しておきたい。「誹諧歌の躰」「戯れをかしく」とあることから、これを同一視する見解もあるが、完全に同じならば並記する必要はない。重ならない部分があるからこそ、このように述べたと見るべきである。そして、俊成がここで批判をしているのは「誹諧歌」の存在そのものではなく、『詞花集』の中の「地の歌」の多くが「みな誹諧歌の躰」であり「みな戯れをかしく」なっていることにある。「地の歌」は、ここでは撰集の中で、とりたてて秀歌と評価するほどではない、一般的に配列された歌を指すものと解される。つまり俊成は「誹諧歌」の存在自体を批判したのではなく、『詞花集』の一般の入集歌が総じて「誹諧歌の躰」「戯れをかしく」となっていることを批判していたのである。

六、平安後期の「誹諧」と俊成

『詞花集』の「誹諧」「戯れ歌」に対する俊成の態度は、彼が置かれた状況とともに理解すべきだろう。藤原為経撰『後葉集』について、佐藤明浩^⑤は『後葉集』が誹諧歌群を設け、そこに『詞花集』では四季や恋部に入っていた歌を取めていることを指摘し、「伝統的和歌表現から逸脱していると目される歌を誹諧歌とする判断をしめすことで」、為経には『詞花集』を批判する意図があったことを論じている。川村晃生^⑥は佐藤氏の論をうけつつ、『詞花集』『後葉集』が扱った誹諧的な歌が詠まれたのが、題詠歌ないし定数歌である場合が多く、そしてそれらの歌が他の歌集では四季部や恋歌などに分類されていることに注目し、「当時の和歌が全体に誹諧歌との境界を明確にし難くなっていた状況」「和歌が一般的に誹諧歌的要素を色濃く帯びるようになっていた状況」を指摘し、この時代が「戯れ歌の時代を経つつあった」としている。当時の和歌が全て「戯れ歌」「誹諧歌」であったとまでは言えないが、『詞花集』の時代には日常のみならず題詠や百首歌でも誹諧的な歌が詠まれており、それを『詞花集』は四季、恋などの部立に、俊成の言を借りれば「地の歌」として特に分別せず収めていた。繰り返しとなるが、俊成は「誹諧歌」や「戯れ歌」が明確にそれと意識されていない、その無自覚的状况を問題としていたのである。

七、『千載和歌集』「誹諧」

以上に見た俊成の態度は『千載集』に〈誹諧部〉を設けたことと、どのように繋がるのだろうか。〈誹諧部〉の内部構成は四季・恋・雑の配列となっており、『古今集』に做ったことが指摘¹⁸されている。谷山氏は俊成が『古今集』尊重の態度を打ち出す以上は、「誹諧」も批判できなかつたであろうという消極的な理由を述べている。しかし、『千載集』は釈教・神祇の部を初めて対として独立させるなど、新しい傾向も見せている。とすれば、俊成にはあえて〈誹諧部〉も設けない選択もありえたはずである。むしろ俊成には何らかの積極的な動機があつたと考える方が自然であろう。

ここから〈誹諧部〉所収の二二首を詳しく見ることにしたい。以下の解釈は先行諸注¹⁹の恩恵にあずかるところが大きい。ただし、諸注釈は入集歌のどの点に戯れ歌的な要素があるのかについての解説を重視する傾向が少なからず見られた。ここでは「誹諧」が笑いや戯れであるとの先入観をひとまず排除して分析を行う。

まず所収歌人については谷山氏が『千載集』雑上・中においては半数以上が『千載集』初見歌人であるのに対し、雑下（雑体）では初見歌人はわずかに一〇首であり『金葉集』に初見の作者が一八首に及ぶことを指摘している。園部氏は「誹諧」撰入歌人を詳しく分析し、初出歌人が少なく、年代的には『後拾

遺集』から『詞花集』時代の歌人が占めてることを指摘している。以上の指摘は、前節で確認したように俊成以前の時代において「誹諧」的な歌が題詠や一般的な場においても詠まれていた状況と符合する。そこで、〈誹諧部〉所収歌がどのような状況で詠まれたかを確認しておく。注目したいのは、詠作者違当人がどのような意識でこれらの作を詠んだのか、という点である。明確には分け難い場合もあるが、詞書によって詠作状況を分析してみる。まず①百首歌における題詠での作が計四首ある。確認できる限りでは『堀河百首』の作が計三首（一一九一、一一九二、一一九三）、『久安百首』から一首（一一八七）が入集している。また、②詞書に「卯の花をよめる」（一一八一）などのように「…をよめる」等の題詠的な詞書を有するものも、計四首（一一八二、一一八三、一一九〇）が見える。これらの詞書は『千載集』において加工された可能性も疑えるが、一一八一番の俊頼歌は『散木奇歌集』でも同じであり、一一八三番歌は『金葉集』（初度本・三奏本）にも収められており、詞書は同じである。ひとまずこれらも題詠に近い作と見なしてよいだろう。

③詠作事情を提示する詞書を持つ作も計一首ある。その大半は「花のもとによりふしてよみ侍りける」（一一八〇）、「水無月のつごもりがたに、機織の鳴くを聞きてよめる」（一一八四）等々、通常の部立に見られるような詠作事情を記すものが大半である。戯れ歌的な作を生み出す状況を記すようなものとして

は、わずかに「六波羅蜜寺の講の導師にて、高座に上るほどに、聴聞の女房の足をつみ侍りければよめる」がある程度で、その他は「山寺にこもりて侍りける時、心ある文を女のしばしばつかはし侍りければよみてつかはしける」（一一九五）などが僧侶と女人という状況で問題となるが、滑稽や笑いを必ずしも要請する場であつたとまでは言えない。

以上に見たように、公的あるいはそれに近い意識で詠作した①②は言うまでもないが、日常的な詞書を有する③においても、笑いを生み出すような状況での作はほとんど見られない。つまり、〈誹諧部〉所収歌は、詠作者達が滑稽や笑いを狙つて詠んだ可能性のある作は希少と言える。

では、これらの作にはどのような特徴が見出せるだろうか。まず技巧面で顕著なのは、掛詞・縁語の使用である。区別を明確にし難い作もあるが、俊成の言に即して両者ををまとめて「秀句」と呼ぶ場合、一三首が秀句仕立ての作と見なしうる。「五月五日菖蒲を詠める／今日かくる袂に根させあやめ草うきはわが身にありと知らずや」（一一八二・道因）は「憂き」と「泥」を掛けて、つらい我が身に泥があるので、その袂に根を生やせと菖蒲に呼びかけたものである。珍しい取り合わせであるが、菖蒲の節会に我が身を嘆く述懐の心の作である。

また、「九月十三夜による／暮の秋ことにさやけき月影はとよにあまりてみよとなりけり」（一一八九・賀茂政平）は「十夜」と「豊」、「見よ」と「三夜」の掛詞によって、十三夜の月

を豊かに余つて見よ、とした趣向である。詞遊びの要素が強く、抒情性に富むとは言い難いが、後の名月である十三夜の月を愛でる心は「をかし」と評しうる範圍の作と言えよう。恋歌の「ふえ竹のあなあさましのよの中やありしやふしのかぎりなるらん」（一一九一・基俊）は、「笛竹」の「穴」と感動詞「あな」を言い掛けて「あなあさまし」を導き、「よ」には男女の仲の「世」と竹の「節」には「伏し」と「節」を言い掛けて「笛竹」の縁語となつている。技巧が過ぎる感があるが、その技巧によりつつ、かつての一夜が二人で添い伏した最後だったのかと、浅からぬ恋慕の情を詠んだ作とも評しうる。雑歌の類では、作者心覚が賀茂社に籠もつていた際に、政平が常にやってきて歌や笛を吹くなどして交流していたところ、政平は隣の局に籠もっている人にも訪れ、その人が居なくなると、心覚のもとへは訪れなくなつた旨の詞書で詠んだ「笛竹のこちくとなにに思ひけんとなりおとはせしにぞ有りける」（一一九六・心覚）は、「笛竹」を序とした「胡竹」にこちらに来るの意を掛け、訪れの意の「おと」に「音」が響いて「笛竹」の縁語となる仕立て、自分を訪ねているかと思つていたが、目的は隣だったのかと、政平をなじる心を詠んだものである。これも技巧を凝らした作であるが、失意と相手への批難をその技巧によって軽やかに表現した「をかし」と評しうる範圍の作と見て良いだろう。

この他にも秀句に着目すると、「みかは」に「三河」と「身かは」を掛けて「八橋」の縁語（一一九七・道因）、「ひつじの歩み」

に「末の刻」を響かせて「午」の縁語（二二〇〇・赤染衛門）、「つとめて」に勤行に励む意と早朝の意を掛ける（二二〇一・空也）など、古歌に先例が見られる掛詞・縁語ではなく、作者自身が創意を巡らせたと見られる秀句が大半を占めている。『六百番歌合』などにおいて、俊成は使い古された秀句に頼った作や、秀句が過ぎて一首が整わないものには批判的な態度を見せるが、『誹諧部』に収めた歌の多くは、作者が新たに生み出したものであったと見られる。それ故に新奇で、時に軽い笑いを誘う部分もあるが、「戯れ歌」「滑稽」とまではならないものであり、さらにそうした趣向が一首の心と密接に関わっている作であったと見なしうる。

また、対象物を擬人化して大げさに呼びかけた作として、「卯の花を詠める／卯の花よいでことごとしかけ島の浪もさこそは岩を越えしか」（一一八一・俊頼）は現在はその所在地未詳の歌枕「かけ島」の「かけ」と「浪」が縁語となり、かけ島の浪でもそんなにも岩を越えて真っ白にはならないと、盛んに白く咲く卯の花に実に大げさではないのか、と呼びかけるものである。「いでことごとし」は芝居がかったような大仰な呼びかけで、他に用いられた例は見出せないが、卯の花の白さを印象づける役割も果たしており、一首としての興を生み出す上では不可欠なものと思われる。同じ俊頼の作で「旅の心／したひくる恋の奴の旅にても身のくせなれや夕とどろきは」（一一八一・俊頼）は自分の恋心を「恋の奴」と擬人化し、旅先までも我が身に

いてくる「恋の奴」が夕方になるたびに騒ぎ出すとしたものである。「恋の奴」は先に問題とした『万葉集』巻一六「有由縁雑歌」に入る「家にありし櫃に鏢刺し蔵めてし恋の奴がつかみかかりて」（万葉集・巻一六・三八一六・穂積親王）を念頭に置いたのであろうが、俊頼詠は、これを撰取しつつ旅先でも我が身を「とどろ」かすような恋の心を詠んでいる。優艶とは言い難いものの、他に表現することが難しい新たな「旅の恋」を描いた作と見ることもできよう。なお、「恋の奴」については後年の『六百番歌合』において、左歌「今はさは恋の奴のゆく末もたのむみおやの神にまかせむ」（六六一・有家）が詠まれたが、俊成は「左の恋の奴、右のもろこひ、両方風骨共可_二庶幾_一之体どもにはあらざるにや」と右歌の「もろこひ」とともに望ましい風体ではないとして評価の低い持としている。俊成としては俊頼の詠を採歌したもの、後にまでこの表現が安易に詠まれることは歓迎していなかったということであろう。

述懐の心を詠んだ作も見えておきたい。「秋来れば秋のけしきも見えけるは時ならぬ身となにいふらん」（一一八五・輔仁親王）は「秋」の同語反復や、「秋」と「時」の秀句仕立ての作ではあるが、皇位継承の道も断たれ、無品親王として不遇の生涯を終えた輔仁親王の作であることを念頭に置くと、抒情性豊かな作とも言える。〈誹諧部〉が滑稽や笑いを基調としていなかったことを示す一例であろう。しかし、「秋」の反復は歌病とも見られるものであり、歌の姿を重んじる場合には全面

的には評価し難い部分もあったはずである。同語反復という点では、「隔我問他恋といへる心をよめる／板びさしさすや萱屋の時雨こそ音し音せぬ方はわくなれ」（二一九〇・顕昭）は「音」に「訪」を掛け、時雨が板庇には音を立て、萱葺きの屋根は音を立たないことから、訪れのある方に対して訪れない我が身を悟るとする。「音し音せぬ」の反復も歌病を犯した作と見られかねないものである。このように、整った歌とは認め難いもの、かといってその趣向なくしては成り立ちがたい情趣を詠み得た作も、俊成は（誹諧部）に収めたと見られる。

他に特徴的なのが、僧が僧としての立場を前提に興じた作である。「野花を見て道にとどまるといへる心をよめる／おちにきと語らば語れ女郎花こよひは花の陰に宿らん」（二一八八・範玄）は「名にめでて折れるばかりぞ女郎花我おちにきと人に語るな」（古今集・秋上・二二六・遍昭）を本歌とする作である。擬人化した「女郎花」を愛でて、僧の身で「女」と関わる破戒を犯す墮落を「人に語るな」と人目を気にした本歌に対して、「語らば語れ」と居直って花の陰に宿るといふ心を詠む。また、「山寺に籠もりて侍りける時、心ある文を女のしばし遣はし侍りければ、よみてつかはしける／おそろしや木曾の懸路の丸木橋ふみみるたびにおちぬべきかな」（二一九五・空人法師）は、「文」と「踏み」をかけ、木曾の棧道を踏むたびに墮落する恐れとを重ねるしさと、女人からの手紙を見るたびに墮落する恐れとを重ねている。こうした例は笑いを誘った歌と見ることも可能ではあ

るが、下品にならない程度の明るい興趣となっている。なお（誹諧部）の後半は釈教歌群となっており、次の卷十九「釈教歌」に緩やかに接続する構成が意識されていたのであろう。

俊成が（誹諧部）に収めた歌を整理しておく。秀句を凝らした作に限らず、その他の作にも新奇な趣向が多く含まれていた点は共通している。内容としては、「をかし」と評しうる範囲内の明るい興を詠んだ作も少なくないが、抒情性に富む作も含まれている。前者においても、微笑を誘うような穏やかなものであり、「戯れ歌」の要素は希薄で、少なくとも下品な笑いは皆無と言える。また、後者の作でも、伝統的な発想や表現から逸脱した故に、一風変わった興を醸し出している。その点では俊成が志向した優艶性とは異なる趣きを含んだ作が大半であったと言えよう。

俊成はこれらの作をどのように評価していたのだろうか。まず、前掲の俊頼詠と基俊詠は『堀河百首』に詠進された作だった。既に上條氏の指摘があるが、俊成が敬意を払ったはずの基俊と俊頼が、しかも『堀河百首』に詠進した作を、低く評価したとは考え難い。その他も場合も、作者達は言ってみれば、真剣に新たな試みに取り組んだ作であったことも俊成は理解していたはずである。それらの歌をわざわざ貶めようとする意図がなかったことは明白だろう。とすれば、俊成はこれらの歌も評価していたと見るべきである。その上で、新奇で、時に奇抜であるが故に、彼が意識する正統な和歌とはやや外れた部分を含

む、だがそれがあからこそ新しい心を表現し得た歌、新奇な趣向と情趣が切り離しがたく融合した歌を（「誹諧部」）に収めたものと考えられる。以上の推測が正しいとすれば、「誹諧」は単純な滑稽や笑いであるとの認識は、少なくとも俊成の場合においては見直す必要があるだろう。それをここで明確に定義することは難しいが、旧来の和歌の発想や表現の枠組みから逸脱するような、言語遊戯的な性格も伴う新たな試みが彼の考える「誹諧」に含まれていたと見ても良いのではないだろうか。

松野氏・久保田氏の指摘と重なるところもあるが、俊成が（「誹諧部」）を設けた狙いは大きくは二つにまとめられるだろう。一つは、和歌が「みな誹諧の体」になつてしまつていた『詞花集』の時代から脱却し、「誹諧歌」を相対化するためである。（「誹諧部」）を設けることで、「誹諧」の存在が改めて意識され、それ以外の一般の歌と明確に区別されることを目指したと思われる。そしてもう一つは、単に滑稽や笑いを求めたものではない、彼の認められる勅撰集に相応しい「誹諧歌」の在り方を示すことにあつたと見られる。

八、先行の撰集との相違点

最後に注目しておきたいのは先行する撰集との関わりである。「照射をよめる／＼ともしして箱根の山に明けにけりふたよりみより逢ふとせしまに」（一一八三）は、『金葉集』で最も流布した二奏本²²には見えないものの、初度本・三奏本では夏部に収め

られている。「箱」に「明け（開け）」、「ふた（蓋）」と秀句を配した仕立ての歌であるが、卑俗な印象は強くない。俊頼は夏部に収めたが、俊成はこれを「誹諧」としたということである。また、「あやしくも花のあたりにふせるかなをらばとがむる人やあるとて」一一八〇・道命法師、「夏のうちにははたかくれてもあらずしておりたちける虫の声かな」（一一八四・江侍従）、詞書「六波羅蜜寺の講の導師にて、高座にのぼるほどに、聴聞の女房のあしをつみ侍りければよめる」の「人のあしをつむにてしりぬわがかたへふみおこせよと思ふなるべし」（一一九四・良喜法師）の三首は清輔撰『統詞花集』では「戯咲」に収められたものである。このうち道命詠・良喜詠の詞書は『統詞花集』とほぼ同じものである。俊成の『統詞花集』への意識について、早く谷山茂は『千載集』と『統詞花集』には「多数の一致歌」があることから、「千載集が『統詞花集』に負うところが多い」ことを指摘し、藤原清輔と俊成の間には「案外に相通ずるところがあつた」と論じている。また、氏は『統詞花集』戯咲部の四七首から『千載集』には問題の三首しか採られていない点については、「そういう面では清輔・俊成両者の嗜好にかなり大きくないちがいがあつた」ともしている。一方、鈴木徳男は『統詞花集』と『千載集』の収めた和泉式部・赤染衛門詠を中心に分析し、俊成が先行する『統詞花集』の歌を別な構成で『千載集』に配置したこと、それは「先行の歌集とのいわば対決」であり、「かなり厳しい覚悟で挑んだ行為であろう」

と指摘する。いずれにしても俊成が『統詞花集』を意識していたことは間違いないだろう。ただし「誹諧」については、谷山氏は「嗜好」の違いを指摘しているが、俊成はより大きな問題意識を抱いていたのではないだろうか。そもそも「戯咲」は『万葉集』において戯れに相手を嘲笑する歌であった。先述したように「古来風鉢抄」で『万葉集』の「戯れ罵り交はしたる」戯咲歌の模倣を戒めた俊成が、『千載集』にその類を収めることはまずありえない。問題の三首を振り返ってみると、道命・江待従の歌は言うまでもなく、良喜詠にしても女房への軽い戯れではあるが、相手を笑った歌ではない。俊成はこれら三首は「誹諧歌」であり、清輔が『統詞花集』で「戯咲」とした不見識を改めようとする意図があったと思われる。さらに言えば、『統詞花集』において俊成の目からすると不名誉な「戯咲」として扱われたこれらの歌を「誹諧歌」として再評価しようという思いもあつたのではないだろうか。

九、おわりに

歌合における態度から、俊成は誹諧的な歌が新たに多く詠まれる状況を抑制しようとしていたことは明らかである。ただし、その一方で「誹諧」的な試みを全て排除する危険も感じていたのではないだろうか。その点で松野氏が「おもしろさをねらう歌も、本来は発想の類型化を破る方法として有力な手段であり、その限りにおいて、彼も決してその方法を評価しないわ

けではなかつたのであろう」とされたのは、示唆に富む。俊成が〈誹諧部〉に収めた歌の多くは、まさに新たな趣向を試みたものであつた。必ずしも俊成の希求した風体とは合致せず、そうした趣向を歌人達が好みすぎる状況は歓迎しないものの、「誹諧歌」としてはやはり評価すべき作品であつたと見られる。そしてそれを『千載集』に示したことで、これまで無自覚に詠まれていた誹諧的な歌の中から優れた「誹諧歌」を示し、その一方で認めたい歌との境界線も暗に示そうとしたのであろう。思えば、後に『千載集』の名を継承し雑体も収めた『統千載集』『新千載集』は、ともに二条派から見れば異風である京極派による勅撰集の後に撰進されたものであつた。後世の歌人達の『千載集』への位置づけも今後の課題である。またそもそも「誹諧」とは何であつたのか、これも改めて問い直すべき大きな課題であろう。

注

(1) 『和歌文学大辞典』(古典ライブラリー、二〇一四年二月)、「誹諧歌」の項目(執筆、寺島修二)に拠る。

(2) 『俊頼髓脳』は「誹諧歌といへるものあり。これよく知れる者なし。また、髓脳にも見えたることなし。古今について尋ねれば、ざれ」と歌といふなり。よく物言ふ人の、戯れたはぶるがごとし」(本文は日本古典文学全集に拠る)とする。この記述は、俊頼の誹諧への無理解のように解されることもあるが、彼に先行する歌書

類にも明確な説明がなされていなかったとしている点に注意すべきだろう。

(3) 拙稿「中世勅撰和歌集考―『続千載和歌集』巻七「雑体」をめぐって」(『青山語文』五一、二〇二一年三月)。

(4) 『谷山茂著作集 三 千載和歌集とその周辺』(角川書店、一九八二年二月/初出『千載和歌集の研究』私家版、一九六一年三月)。

(5) 本文は『歌論歌学集成』七(三弥井書店)に拠る。底本は初撰本である冷泉家時雨亭文庫本。なお、以下の引用部分については再撰本にも大きな異同は見られない。

(6) 「千載集」(『万葉集と勅撰和歌集』和歌文学講座第四巻、一九八四年二月)。

(7) 松野陽一「千載和歌集」(『王朝の和歌』和歌文学講座第五巻、勉誠社、一九九三年二月)。

(8) 『中世和歌文学論叢』第三章第四節「誹諧歌と俊成」(和泉書院、一九九三年八月)。

(9) 上條氏は「誹諧歌の変貌(上・中・下)」(『静岡女子大学紀要』七〇九、一九七四年)―一九七六年)において、『古今集』誹諧歌には「題詠の歌群」が多く「現実的日常秩序にむしろ即した」「をかし」の笑いであり、『後拾遺集』には「藝的生活詠の歌群」が多く「詠者自身の笑い」であったと論じている。詳しく検証する余裕はないが、誹諧性を詠作者自身が意識したもののか、撰者が位置づけたものかは重要な観点と思われる。以下の考察の参考とした。

(10) 「和歌・俳諧歌・狂歌―和歌と俳諧の連続と非連続」(『国文学解釈と教材の研究』四五・四、二〇〇〇年四月)。

(11) 「千載和歌集」の誹諧歌部立について」(福岡大学日本語日本文学』二二、二〇一一年一月)。

(12) 「ぬすむ」という表現を巡っては佐藤明浩(注16)の考察がある。(13) 本文は『日本歌学大系』に拠る。原漢文を私に書き下した。

(14) 顕昭「六百番陳状」は、俊成の判に対して「万葉集狂歌・戯映の中にもはべらず。彼集の長歌の中に「鯨とるあはの海」と云歌につけて読侍也」と反論している。例の如く論点が外れている感が否めないが、顕昭も問題の歌群を「狂歌・戯映」と呼ぶことに抵抗はなかったものと見られる。

(15) (注5)に同。

(16) 佐藤明浩「後葉和歌集の誹諧歌」(『詞林』三、一九九八年五月)。(17) 川村晃生「俳諧性の基盤―無心所著歌・誹諧歌」(『国語と国文学』七一・五、一九九四年五月)。

(18) 『千載和歌集』「誹諧」が『古今集』「誹諧」の配列を踏襲したことは有吉保「千載和歌集の基礎的研究」第七章「雑部の配列構成」(笠間書院、一九七六年三月)に指摘がある。

(19) 片野達郎・松野陽一「千載和歌集」(岩波書店、新日本古典文学大系、一九九三年四月)、上條彰次「千載和歌集」(和泉書院、一九九四年一月)。

(20) 類似する観点から上條氏(注8)が考察されているが、以下は私に再分析を行ったものである。

(21) 上條彰次(注19)「基俊・俊頼らの歌を採っているところからも、これら誹諧歌を価値の低いものとは考えていなかったことがいえるよう」。

(22) 『袋草紙』に「世間に流布の本は第二度の本なり」(本文は新日本古典文学大系『袋草紙』に拠る)と見える。

(23) 江待従の作は『統詞花集』では題知らず。同歌は『金葉集』(初度本)夏部には「六月のついたちのころに、はたおりといふむしのなきけるをききてよめる」で入集。『千載集』が何に依拠したのかは未勘。

(24) 谷山茂「統詞花集と千載集」(谷山茂著作集 三 千載和歌集とその周辺)角川書店、一九八二年二月)。

(25) 鈴木徳男「『統詞花集』考―『千載集』との比較をめぐって―」(『典籍と資料』龍谷大学仏教文化研究叢書二八、思文閣出版、二〇一一年一月)。

(やまもと・けいすけ／本学教授)